



「青少年の非行・被害防止」 「社会を明るくする運動」 作文・ポスター・標語コンテスト



ポスターの部

大竹警察署長賞

山崎 ころろさん (小方中1年)
「STOP 守りたい子どもの笑顔」



ポスターの部

大竹市防犯連合会長賞

金子 卓詩さん (小方中1年)
「その写真投稿しても大丈夫?」

問い合わせ 青少年非行防止実行委員会 (生涯学習課内) ☎285680
11月26日に、コンテストの表彰式が行われ、児童・生徒の皆さんに表彰状が手渡されました。
作文の部
大竹市長賞
徐 春山さん (小方中3年)
「今、私たちにできること」
大竹市防犯連合会長賞
柴田 兎美さん (小方中1年)
「SNS利用について」
標語の部
大竹市教育長賞
小学校中学年の部
山崎 穂花さん (大竹小4年)
「くらしをういじめふやそうえがお」

小学校高学年の部
正木 優那さん (大竹小6年)
「家庭から地域の笑顔つくりだす」
中学生の部
西山 幸斗さん (大竹中3年)
「We can do! 守られる人から守る人へ」
大竹地区更生保護女性会長賞
吉原 惇哉さん (小方小3年)
「あいさつはしてもされても いい気持ち」
大竹市防犯連合会長賞
浦野 和恒さん (小方小6年)
「一度だけそんな気持ちに打ち勝とう」
大竹地区保護司会長賞
荒柴 和織さん (玖波中1年)
「犯罪防止正義の意志を貫こう」

12月16日、大竹高校の生徒16人が、北栄のジムでボルダリングを体験しました。オーナーの西尾淳志さんの指導で壁登りに初挑戦。ボルダリングは、指定されたホールド(突起)を素手と足だけを使い、ゴールを目指すスポーツです。生徒たちは小さなホールドをうまくつかめず苦戦の様子。みんなの応援の声に後押しされて見事ゴールにたどり着けば拍手喝采。難コースをクリアした2年生の村上奎志さんは「重心の取り方が分かりコツがつかめてきた。興味が湧いてきました」と意欲を見せます。高校では、「今後、クラブへと発展させていきたい」と生徒たちの反応に期待を寄せていたようでした。

ボルダリングに挑戦

大竹高校



広島圏都市計画区域区分(市街化区域および市街化調整区域)に関する都市計画を県が変更するにあたり、その変更素案をまとめました。この変更素案の閲覧と公聴会を次のとおり行います。
変更素案の閲覧
とき 1月4日(火)～18日(火)
(土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分)
県都市計画課または市都市計画課

都市計画の変更素案の 閲覧・公聴会

広島圏都市計画区域区分
【市街化区域および市街化調整区域】

問い合わせ
県都市計画課 ☎082-513-4117

公聴会の開催
とき 2月4日(金)14時30分～17時
ところ JMSアステールプラザ中ホール(広島市中区加古町4-17)
公述の申し出方法など
①申し出方法
公述を希望する方は、住所、氏名、電話番号と述べようとする意見の要旨とその理由を記載した公述申出書を広島県知事(県都市計画課宛て)に提出してください。
②申し出期間
1月4日(火)～18日(火)(郵送の場合は、1月18日の当日消印有効)
公述人の選定
県知事は、公述申出書を提出した方の中から公聴会で公述する方を選定し、選定結果を通知します。
公聴会の開催の中止など
公述申出書の提出期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会を中止します。また、公述の希望が少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮することがあります。
提出先
広島県土木建築局都市計画課
〒730-8511
広島市中区基町10-52

「働きやすい職場づくり」「利用者へのサービス向上」に「取り組む福祉・介護の法人を応援」
問い合わせ
地域介護課 ☎286226
県は、「働きやすい職場づくり」や「利用者へのサービス向上」に取り組んでいる福祉・介護の法人を認証して応援しています。就職先を探す際や介護サービスの利用を検討する場合など、「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」制度の認証マークを目印にしてください。
「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」制度とは
利用者を大切に、職員も安心していきいきと働ける職場づくりに取り組んでいる福祉・介護事業者の認証評価制度です。
認証の種類はスタンダード認証法人とプラチナ認証法人の2種類です。
市内の事業所では次の法人が取得しています。
「スタンダード認証法人」
○社会福祉法人 広島友愛福祉会
○医療法人社団 知仁会

○スタンダード認証法人 (193 法人)	○プラチナ認証法人 (38 法人)
広島県の福祉・介護業界として定めた水準をクリアした法人です。 人材育成や業務改善の取り組みなど、職員が働きやすい職場づくりを行っています。	広島県の福祉・介護業界のトップランナーといえる法人です。 離職率が低く、職員が安心して長く働き続けられるよう積極的に取り組んでいます。
	

令和3年度 子育て世帯への 臨時特別給付金

問い合わせ
福祉課 ☎59-2148

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

支給対象者

○令和3年9月分（令和3年9月生まれの児童は10月分）の児童手当の受給者
※特例給付の受給者（所得が児童手当の所得制限限度額以上の方）は、対象外です。

○令和3年9月30日現在で、高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童）を養育する、所得が児童手当の所得制限限度額未満の方と小規模住居型児童養育事業者・里親
○令和3年10月1日～令和4年3月31日生まれの新生児の児童手当の受給者

支給額

児童1人につき10万円

申請手続き

【申請が不要な方】

児童手当の受給者（公務員を除く）
該当する方には通知し、支給します。
※現況届を提出していない方、書類不備により認定が完了していない方は、早めに提出してください。
所得判定の結果、児童手当に認定された方は、支給対象となります。

【申請が必要な方】

児童手当の受給者（公務員）
・申請書
・受給者の通帳またはキャッシュカードの写し
・所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給していることが分かるもの
高校生のみを養育する支給対象者
・申請書

申請期間

令和3年11月1日～10日

いずれの学校も抽選を実施しました。

なお、市外から転入した方で、希望校の受入が可能な場合は、学校選択の申請ができますので問い合わせください。

指定校変更・区域外就学

学校選択制の他に、保護者の申し出により、別の学校に就学できる制度があります。

○指定校変更

市内で、学校区外に住所を移した場合（【例】大竹小学校区の小町地区から小方小学校区の小方地区へ）、原則転校する必要がありますが、引き続き通学している学校に行くことができる制度です。

また、いじめなど、教育上の諸問題でお悩みの場合でも申請することができます。

○区域外就学

市外に住所を移した場合、転校する必要がありますが、学期途中であれば学期末まで、また最終学年（小6、中3）であれば卒業までなど、引き続き通学している学校に行くことができます。制度です。
なお、いずれの制度も通学などは、保護者の責任でお願いします。

希望する学校へ入学できる 学校選択の結果

問い合わせ
総務学事課 ☎59-2185



学校選択希望申請結果 (令和3年12月9日現在)

小学校	
学校名	1年
玖波	0人
小方	5人
大竹	2人

中学校	
学校名	1年
玖波	2人
小方	11人
大竹	3人

令和4年度に新入学する予定の児童・生徒で、入学したい学校が選べる「学校選択制」の申し込み結果は次のとおりです。

新入学の準備・学用品・給食費・ 修学旅行などの費用を援助します 就学援助制度

問い合わせ 総務学事課 ☎59-2185

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。

対象

- 生活保護を受給している
- 生活保護が停止、または廃止されている
- 市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定資産税が減免されている（家屋新築による減額ではありません）
- 国民年金の掛金が免除されている
- 国民健康保険料の減免または徴収猶予されている
- 児童扶養手当を受けている（児童手当ではありません）
- 生活福祉資金の貸し付けを受けている
- 雇用保険の失業給付を受けている
- 経済的に就学が困難である
- ※⑨は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が需要額の1.24倍以下が対象となります。



援助費目 認定されれば、次の項目が援助費として支給されます。
※変更する場合があります。

- 【学用品費】学習に直接必要なもの
- 【校外活動費】参加するために直接必要な見学科、交通費など
- 【新入学児童生徒学用品費など】新入学に要するもの

新小学1年・新中学1年を対象に入学前の令和4年3月中旬ごろに支給します。

【修学旅行費】修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など

【給食費】学校給食費

【医療費】学校で治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費

申請受付期間

（令和4年度分）1月4日（火）～令和3年度分申請は随時受け付けています。

※申請書と一緒に必要書類を提出できない場合は、相談してください。
提出先 総務学事課または就学（予定）先の小・中学校

児童手当の所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合など）	622万円	833.3万円
1人（児童1人の場合など）	660万円	875.6万円
2人（年収103万円以下の配偶者+児童1人の場合など）	698万円	917.8万円
3人（年収103万円以下の配偶者+児童2人の場合など）	736万円	960万円
4人（年収103万円以下の配偶者+児童3人の場合など）	774万円	1002万円
5人（年収103万円以下の配偶者+児童4人の場合など）	812万円	1040万円

※児童を養育している方の所得が「所得制限限度額」以上の場合、臨時特別給付金は支給されません。
※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算した目安であり、所得額で所得制限を確認します。